諮問庁：法務大臣
諮問日：平成１８年８月２４日（平成１８年（行情）諮問第２７５号）
答申日：平成２０年２月２９日（平成１９年度（行情）答申第４６９号）
事件名：総合警備システム更新整備完成図書の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

福岡刑務所の総合警備システム更新整備完成図書（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は，不開示とすることが妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，福岡矯正管区長（以下「処分庁」という。）が平成１８年５月２４日付け福管総発第２０８号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によれば，おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書の記載

ア　審査請求人が開示を求める部分とは，福岡拘置所が「総合監視卓警備システム及び矯正施設用電気設備工事標準図平成１３年版等に係る非常電鈴装置等を含む警備機器等を悪用しては居室内一定箇所で異常音を発生させている部分」と同じ部分である。

イ　審査請求人が求める部分を開示したからといって，法５条４号及び６号に該当するとは言えない。

ウ　原処分は違法で，取り消されるべきであり，開示決定を求める。

（２）意見書の記載

ア　福岡刑務所の総合警備システムに係る支出計算証拠書類（平成１２年度）には，「７　完成図書　設置完了後は，設計図書，仕様書，カタログ類及び取扱説明書等は，冊子にして係官の指示部数を提出する

こと。」と記載されており，「設計図書」，「カタログ類」が存在することは疑いない。

イ　総合警備システムに係る監視カメラの設置台数は，福岡刑務所の物品管理簿・物品出納簿等からも特定でき，いかなる機器，物品等があるのかを確認できる。

ウ　総合警備システムについては，メーカーに問い合わせるなどすれば，その機能，各機器等についても紹介・説明され，当該メーカーを含む各セキュリティ関連企業のホームページでも広く公にされている。さらに，電気・機械関係，セキュリティ関係の図書・新聞やインターネットを検索すれば，総合警備システム，各機器等の写真，図面等が紹介されている。

エ　処分庁は，本件対象文書を全部開示すると，福岡拘置所の総合警備システムの総合監視卓や構成機器に関する情報も推測されるので，居室内一定箇所で異常音を発生させていることが明るみにならないよう一部不開示決定を行った。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　理由説明書の記載

（１）本件対象文書は，福岡刑務所において，総合警備システムを更新整備した際に，請負業者から提出された当該工事に係る一連の関係文書であり，設計図書，取扱説明書等により構成された冊子である。本件対象文書のうち，個人の氏名及び印影は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものである。

当該個人の氏名及び印影は，法５条１号ただし書に該当しないことから，不開示とすべきである。

（２）本件対象文書のうち，総合警備システムを構成する監視カメラの設置場所，設置台数，機能，仕様，構造及び操作方法並びに検聴システム，防犯線，非常電鈴等その他の構成機器の概要等が不開示とされている。刑事施設がその責務を果たすためには，自殺，逃走，施設に対する攻撃等による施設機能の妨害又は破壊及び刑の執行に対する妨害等を阻止する必要があるところ，総合警備システムは，こうした刑事施設の保安・警備の要であり，仮に，これらの情報を公にした場合，逃走，自殺等を企図しようとする者にとっては，監視カメラ等の機能を破壊することなどにより，逃走その他の異常事態をじゃっ起させる，又はその発生の危険性を高めるおそれがあり，また，監視カメラの配線図等の図面につい

ても同様のおそれがあることから，いずれも法５条４号に該当する。加えて，これらの異常事態の発生を未然に防止するため，監視カメラ等の設置場所の変更を余儀なくされるなど，刑事施設における事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあり，法５条６号にも該当する。

（３）以上のことから，本件対象文書のうち，法５条１号，４号及び６号に該当する部分を不開示とした原処分は相当であり，本件審査請求には理由がないことから，棄却すべきである。

２　補充理由説明書の記載

（１）本件対象文書に含まれている取扱説明書１８ページ中の「停電時」又は「停電」と記載されている部分（フローチャートを含む。）及び１９ページ中の「通信異常発生時」又は「通信異常発生！」と記載されている部分（フローチャートを含む。）については，開示することとする。

（２）総合監視卓は，総合警備システムを構成する各警備機器を総合的に監視・管理するものであり，本件対象文書には，総合監視卓の全体的な構造，寸法及び構成機器に関する情報のほか，各構成機器の名称，型番，図面等が記載されており，処分庁は，構成機器の一部について型番及び仕様を不開示としている。

しかしながら，総合警備システムの総合監視卓や構成機器に関する情報は，これを公にした場合，その構造，機能が明らかになることに加え，当該システムのおおよその性能が推測されるなど，当該システムの破壊又は機能阻害が容易になることから，法５条４号の不開示情報に該当する。デジタルレコーダ，タイムラプスビデオ，異常音検出ユニットのように施設の保安状況を録画又は感知する機能をもつ機器，プリセットコントローラ，４ＣＨ制御切替器のように総合警備システムの要となる機器を操作・制御する役割をもつ機器について，原処分で一部不開示としているが，これら以外のカラーモニタ，タッチモニタ，指示放送マイクといった機器についても，その具体的な性能又は機能が明らかになった場合，それらの機器により構成される総合警備システム全体の性能又は機能が推測されることとなる。このことから，警備システムに関する専門的な知識を有する者が，総合警備システムの脆弱性をついて機能阻害等を図ることは否定できず，本来，すべての機器について，名称，型番，仕様及び図面は不開示とすべきであった。

（３）審査請求人は，監視カメラの設置台数は，福岡刑務所の物品管理簿・物品出納簿から特定できるなどと主張しているが，同所の物品管理簿・

物品出納簿には，総合警備システムは「一式」と登載されており，当該部分に個々のカメラの設置台数についての記載はない。

第４　調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

①　平成１８年８月２４日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年１０月１６日　　審査請求人から意見書及び資料を収受
④　同年１１月１日　　本件対象文書の見分及び審議
⑤　平成１９年２月２０日　　審査請求人から補充意見書及び資料を収受
⑥　同年５月２８日　　審査請求人から補充意見書及び資料を収受
⑦　同年９月２６日　　諮問庁の職員（法務省矯正局成人矯正課企画官ほか）からの口頭説明の聴取
⑧　同年１２月１２日　　委員の交代に伴う所要の手続の実施，本件対象文書の見分及び審議
⑨　平成２０年２月６日　　諮問庁から補充理由説明書を収受
⑩　同月２７日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書について

当審査会において見分したところ，本件対象文書は，福岡刑務所において，総合警備システムを更新整備した際に，施工業者から提出された当該工事に係る文書であり，設計図書，試験成績書，取扱説明書及び工事写真帳から構成されている。

原処分においては，その一部が法５条１号，４号及び６号に該当するとして，不開示とされている。

審査請求人は，原処分の取消しを求めると主張し，上記第２の２記載のとおり不服の理由を述べている。

審査請求人は，不開示部分すべての開示を求めているところ，諮問庁は，取扱説明書１８ページ中の「停電時」又は「停電」と記載されている部分（フローチャートを含む。）及び１９ページ中の「通信異常発生時」又は「通信異常発生！」と記載されている部分（フローチャートを含む。）については開示するが，その余の部分は，法５条１号，４号及び６号に該当するとしてなお不開示とすべきとしているので，以下，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

２　不開示情報該当性について

（１）施工業者である民間会社の社員の氏名及び印影について

本件対象文書のうち，設計図書中の９ページの「総合警備システム監視制御盤（全体）」及び１０ページの「総合警備システム　監視制御盤（デスク本体）」，１０１ページの「総合警備システム　システム系統１」，１０２ページの「総合警備システム　システム系統２」及び１０３ページの「新設分　ケーブル，配管系統図」並びに試験成績書中の「工場試験成績書」及び「現地試験成績書」において，施工業者である民間会社の社員の氏名及び印影が不開示とされている。

当該部分について，諮問庁の口頭説明によれば，当該社員の氏名に公表慣行はなく，また，本件において，当該社員の印影の公表慣行が氏名と異なるとすべき特段の事情もないとのことである。

当該社員の氏名はもとより，印影についても，個人の氏名が記されていることから，いずれも個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものと認められる。また，不開示とされた氏名は民間会社の社員であって公表慣行をうかがわせる事情はなく，印影についても，その押なつ状況等に照らし，印影それ自体に公表慣行があるとは認められないから，いずれも法５条１号ただし書イに該当しない。その他同号ただし書ロ及びハに該当するとする事情も存しないことから，当該社員の氏名及び印影は，同号の不開示情報に該当すると認められる。

（２）総合警備システムを構成する監視カメラの設置場所，設置台数，機能，仕様，構造及び操作方法並びに検聴システム，防犯線，非常電鈴線等の機能及び仕様について

本件対象文書を構成する各文書において，福岡刑務所の総合警備システムを構成する監視カメラの設置場所，設置台数，機能，仕様，構造及び操作方法並びに検聴システム，防犯線，非常電鈴線等の機能及び仕様が不開示とされており，設計図書中の１０４ページの「監視カメラ配置図」には，福岡刑務所各棟の位置関係が正確かつ詳細に記載されている。

上記不開示部分について，諮問庁は，これらを開示すると，逃走その他の異常事態をじゃっ起させる，又はその発生の危険性を高めるおそれがあることは否定できないと説明している。

そこで，以下，当該部分の不開示情報該当性を検討する。

ア　福岡刑務所は，他の刑事施設と同様に，適正かつ迅速な裁判の実現及び刑の適正な執行のため，被収容者を拘禁し，必要な処遇を行うこと等をその業務としている。このような刑事施設の業務の性格から，一般に刑事施設においては，被収容者の逃走の危険性が常に存在し，また，刑事施設を攻撃し，被収容者の身柄の奪取又は逃走の援助を企図する者が時として存在し得ることも否定できないものと認められ

る。そして，このような事態の発生は，社会に極めて大きな不安と動揺をじゃっ起するのみならず，公訴の維持及び刑の執行に重大な影響を及ぼすおそれがあるものと認められる。

イ　当該部分には，総合警備システムを構成する監視カメラ等の警備機器の設置場所，設置台数，機能等に関する情報が記載されており，これらを開示した場合には，当該システムの正常な動作への妨害，当該システムの破壊が可能な手順，方法等を推測させるおそれがあることは否定できないものと考えられる。

ウ　法５条４号は，特に，「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」ことを不開示情報の一つの要件として規定している。その趣旨は，当該情報の性質上，開示・不開示の判断に，刑の執行等に関する将来の予測をも前提とした専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから，同号に規定する不開示情報に該当するかどうかについての行政機関の長の判断を尊重し，その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるか否かという観点から審理するのが適当であるとされたものである。そして，上記ア及びイで述べた事情によれば，行政機関の長が本件対象文書の不開示部分を公にすることにより刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとした判断は不合理なものとは言えず，当該部分は，法５条４号に規定する相当の理由がある情報に該当するものと認められる。

エ　なお，諮問庁は，法５条６号にも該当するとしているが，上記ウのとおり，当該部分は同条４号に該当すると認められるため，同条６号については判断するまでもない。

3　審査請求人の主張について

審査請求人は，本件対象文書の外に「設計図書」，「カタログ類」が存在するはずである旨主張するが，諮問庁の口頭説明によれば，事務室等の探索の結果，福岡矯正管区は，本件対象文書以外には，審査請求人が主張するような設計図書を保有しておらず，また，完成図書にカタログ類を含めるべきとする法令上の規定はなく，本件工事において，施工業者からカタログ類は提出がなかったので，これを保有していないとのことである。

諮問庁の上記説明には特段不自然・不合理な点は見当たらず，他に当該説明を覆す事情も認められない。

次に，審査請求人は，諮問庁が不開示とすべきとしている監視カメラの設置台数につき，福岡刑務所の物品管理簿・物品出納簿から特定できると主張するが，諮問庁から，同所の総合警備システムについて記載された物品管理簿・物品出納簿の提示を受け，確認したところ，総合警備システム

の数量は一式として登載されており，当該システムを構成する監視カメラの設置台数は記載されていないことが認められる。

よって，審査請求人の主張を採用することはできない。

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法５条１号，４号及び６号に該当するとして不開示とした決定については，諮問庁が同条１号，４号及び６号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は，同条１号及び４号に該当すると認められるので，同条６号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当であると判断した。

（第１部会）

委員　大喜多啓光，委員　村上裕章，委員　吉岡睦子